

令和6年度 政策チェックアップ評価書

施 策 目 標 : 25 都市再生・地域再生を推進する

施策目標の概要及び達成すべき目標

都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。

業績指標

指標番号	業績指標名
78	滞在快適性等向上区域を設定した市町村数
79	半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比
80	国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市（令和2年度時点）の主要地区の地価の増加割合（平成24年度比）＊
81	立地適正化計画を策定した市町村数 ＊
82	立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 ＊
83	物流拠点の整備地区数

業績指標の分析

(78) 滞在快適性等向上区域を設定した市町村数

目標達成状況の評価	A
-----------	---

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年	R 2 年	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
実績値	31 市町村	31 市町村	53 市町村	73 市町村	102 市町村	119 市町村	100 市町村
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

（事務事業等の実施状況）

○予算制度

- ・まちなかウォークアブル推進事業

道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進した。

予算額：補助金 618 百万円 及び 社会資本整備総合交付金 487,410 百万円の内数

○法律・税制制度

- ・一体型滞在快適性等向上事業

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性向上区域）内の民間事業者等が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出するため、以下の税制特例、法律上の特例等の支援措置を講じた。

 - ・ウォークアブル推進税制

一体型滞在快適性等向上事業により、民間事業者等が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に係る固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じた（令和 6 年度適用実績：8 件）。
 - ・都市利便増進協定の締結

一体型滞在快適性等向上事業の実施のために必要があるときは、都市利便増進協定の締結が可能となる。
 - ・看板等設置に係る都市公園の占用許可の特例

イベントなど地域の催しに関する情報を提供する看板又は広告塔について、都市公園に設置することが可能となる。
 - ・公園施設設置管理協定制度

都市公園内に公園管理者との協定に基づきカフェ、売店等の設置を行う場合、設置管理許可期間の延長や建蔽率の上限緩和が可能となる。（適用実績：4 件）

(82) 立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数 *

目標達成状況の評価 A

A

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度
実績値	257 市町村	257 市町村	316 市町村	386 市町村	503 市町村	584 市町村	400 市町村
年度ごとの 目標値		—	292 市町村	328 市町村	364 市町村	400 市町村	

(事務事業等の実施状況)

令和6年度時点で、立地適正化計画は907自治体で取組中（そのうち636自治体で立地適正化計画作成済）であり、都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導している。また、公共交通の充実を図ることを目的とした地域公共交通計画は1,184件策定されている。これらの計画の連動を促進し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を推進している。

(その他の外部要因の状況)

(目標の達成状況に関する分析)

目標値 400 市町村に対し、令和 6 年度の実績値は 584 市町村と順調に推移し目標を達成したため、A と評価した。
当該指標は第 5 次社会資本整備重点計画における重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI）に設定されており、同計画の改訂にあたって新たな目標を検討している。

(課題の特定)

(83) 物流拠点の整備地区数

目標達成状況の評価	B
-----------	---

B

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 7 年度
実績値	103 地区	106 地区	111 地区	114 地区	118 地区	—	125 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(事務事業等の実施状況)

流通業務立地等の円滑化を図るため、物流拠点の整備を行う地方公共団体から構成される流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や近年の流通業務市街地関連施策等について普及促進等を行っている。また、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施している。

(その他の外部要因の状況)

工事等に関する地元との調整に伴う整備完了予定の延伸

(目標の達成状況に関する分析)

令和6年度末時点での実績値は118件であり、毎年度整備地区数は伸びているものの、地元との調整等を要因として事業の遅れが発生したことにより目標年度での目標達成に向けたトレンドで推移していないため、Bと評価した。

(課題の特定)

今後も年間複数の整備完了地区が見込まれるが、地元との調整等により整備完了予定時期の延伸が見込まれる地区もある。引き続き、流通業務市街地整備連絡協議会等において、意見交換や近年の流通業務市街地関連施策等について普及促進等を行うことや、社会資本整備総合交付金等の支援制度の活用により物流用地の整備を推進するなど、物流拠点の整備に資する取組を実施していく。

評価結果

（目標達成度合いの測定結果）

③ 相当程度進展あり

（判断根拠）

業績指標 6 個のうち、目標達成状況評価の A が 4 個、B が 2 個であった。業績指標 79・83 では確実な目標達成には至らない可能性があるものの、主要業績指標を含むその他 4 つの業績指標については目標を達成していることから、「③ 相当程度進展あり」と判断した。

（施策全体の総括分析・今後の取組の方向性）

主要業績指標を含む 4 つの業績指標において目標を達成していることから、国際的な都市間競争の激化等に対応した活力ある都市の再生に向けた施策や、地域が抱える多様な課題を踏まえ、魅力ある地域の再生に向けて実施している施策の効果が見受けられる。

上記のことから、目標達成に向けて着実な進展が確認できる一方で、更なる創意工夫、努力が必要であると思われる施策も存在している。また、人口減少の本格化等、都市再生・地域再生を巡る課題は山積しているところであるため、施策の改善を含め、引き続き、都市の魅力や国際競争力を高めるとともに、地域の活性化を図るため持続可能な都市の再生、地域の再生に向けた施策を着実に実施していく。

外部有識者のコメント

- ・指標(80)：ここ 2 年程度の地価上昇により目標達成されているが、政策評価の対象である都市整備・基盤整備による地価上昇への貢献分をどのように考察しているのか補足があると良いと思う。それ以外にもマクロな社会経済状況の影響についての分析があると良いと思われる。
 - ・指標(79)：半島地域人口の社会増減率の指標は、5 年移動平均が毎年改善すべきという目標と理解したが少々分かりづらい。基準値を決めて 5 年平均で評価するなど、考察で書かれているコロナ禍の影響も踏まえて、次回の目標値の考え方は再考の余地があるとともに、対象となる半島振興対策の貢献分の評価もできるとよいと思う。また、直近の能登半島地震の影響についても何らかの考察があるとより良い。
- (国土交通省政策評価会 平田 輝満)

評価実施時期

令和 7 年 8 月

担当部局名・作成責任者名

・施策目標 25

都市局まちづくり推進課 課長 須藤 明彦

・業績指標 78

担当課：都市局まちづくり推進課 （課長 須藤 明彦）

・業績指標 79

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室 （室長 堀江 直宏）

・業績指標 80

担当課：都市局市街地整備課 （課長 小川 博之）

・業績指標 81

担当課：都市局都市計画課 （課長 齋藤 良太）

・業績指標 82

担当課：都市局都市計画課 （課長 齋藤 良太）

・業績指標 83

担当課：都市局市街地整備課 （課長 小川 博之）

関連事務事業等

番号	事業名	予算事業 ID
1	グリーンインフラ活用型都市構築支援事業	004051
2	半島地域振興等に必要な経費	004307
3	きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費	004309
4	市街地再開発事業	004312
5	都市再生総合整備事業	004313
6	まち再生総合支援事業	004314
7	国際競争拠点都市整備事業等	004315
8	都市開発資金貸付事業	004316
9	地域活性化推進経費	004317
10	国際機関等拠出金	004318
11	防災のための集団移転促進事業に必要な経費	004319
12	都市分野の国際展開、国際貢献推進経費	004320
13	集約型都市構造化推進調査経費	004322
14	集約都市形成支援事業	004323
15	まちなかウォークアブル推進事業	004326
16	都市構造再編集集中支援事業	004327
17	まちなか公共空間等活用支援事業	004328
18	官民連携まちなか再生推進事業	004329
19	新しい生活様式に沿った二地域居住の推進調査	004599
20	都市空間情報デジタル基盤構築支援事業、都市空間情報デジタル基盤構築調査及び先導的まちづくり調査	004642
21	2027 年国際園芸博覧会事業、2027 年国際園芸博覧会検討調査及びグリーンインフラ活用型都市構築支援事業	004644
22	移住等の促進に係る調査経費	007423
23	地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業	007424
24	二地域居住等の促進に向けた先導的な施策の実装	020406
25	全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策	020407

参考指標の達成状況

施策目標：25 都市再生・地域再生を推進する

参考指標

(参 117) 共助等による除雪体制が整備された市町村の割合

	初期値	実績値					目標値
	H29 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R13 年度
実績値	65.9%	68%	68%	70%	70%	70%	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 118) 都市機能誘導区域内に立地する施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数の割合が 2 / 3 以上

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度末
実績値	65.4%	63.2%	67.9%	63.6%	67.9%	(集計中)	評価対象 都市の 2/3
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 119) 居住誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数の割合が 2 / 3 以上

	初期値	実績値					目標値
	R 元年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 6 年度末
実績値	69.9%	71.4%	66.1%	63.9%	72.2%	(集計中)	評価対象 都市の 2/3
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 120) 都市計画道路の見直し（①見直しの検討に着手した市町村数の割合、②見直しを行った市町村数の割合）

	初期値	実績値					目標値
	H29 年 3 月末	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 5 年度末
実績値	①86.4% ②80.9%	①86.9% ②83.3%	①88.3% ②84.9%	①89.1% ②85.9%	①90.5% ②86.8%	①91.4% ②88.3%	①100% ②90%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 121) 民間都市再生事業が実施された都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む。）の地価上昇率が、その都市再生緊急整備地域の存する市区町村の地価上昇率を上回っている割合

	初期値	実績値					目標値
	R 2 年 (H23 年 比)	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年 (R 2 年 比)
実績値	78.6%	78.6%	80.8%	73.0%	57.7%	65.4%	80%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 122) 都市機能更新率（市街地再開発事業等により 4 階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合）

	初期値	実績値					目標値
	H25 年度	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R10 年度
実績値	40.50%	43.39%	43.95%	44.23%	44.70%	44.93%	47.0%
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

(参 123) 文化・学術・研究拠点の整備の推進（関西文化学術研究都市における立地施設数）

	初期値	実績値					目標値
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R 7 年度	—	R7 年度
実績値	152 施設	155 施設	157 施設	158 施設	—	—	165 施設
年度ごとの 目標値		165 施設	165 施設	165 施設	—	—	

(参 124) 半島地域における平均課税対象所得額の対前年度比

	初期値	実績値					目標値
	—	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	毎年度
実績値	—	1.00	1.03	1.02	1.00	1.07	1.00 超
年度ごとの 目標値		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	

(参 29) R17 年度までに災害対応拠点を含む拠点地区で自立分散型面的エネルギーシステムによりエネルギー供給が開始されることが予測される地区数

	初期値	実績値					目標値
	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R17 年度
実績値	9 地区	11 地区	—	—	—	—	22 地区
年度ごとの 目標値		—	—	—	—	—	

担当部局名・作成責任者名

- ・参考指標 117

担当課：国土政策局地域振興課（課長 石井 秀明 ）

- ・参考指標 118

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

- ・参考指標 119

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

- ・参考指標 120

担当課：都市局都市計画課（課長 齋藤 良太）

- ・参考指標 121

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 須藤 明彦）

- ・参考指標 122

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

- ・参考指標 123

担当課：都市局まちづくり推進課（課長 須藤 明彦）

- ・参考指標 124

担当課：国土政策局地方振興課半島振興室 （室長 藤森 英之 ）

- ・参考指標 29

担当課：都市局市街地整備課（課長 小川 博之）

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(78)滞在快適性等向上区域を設定した市町村数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		31 (令和2年)	100 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 滞在快適性等向上区域※を設定した市町村数 ※多様な人々が集い、交流する「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出を図る区域として、市町村が都市再生整備計画に位置づけるもの。			
【目標設定の考え方・根拠】 本取組を企画した当初、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに賛同する都市(ウォークアブル推進都市)として約200市町村に手を挙げていただいていた(令和元年12月調査)。このうち約半数の市町村で、令和3年度以降の5年間で本制度を活用した取組の具体化を目指すことを目標にしたもの。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】			
【 重 要 政 策 】 ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土交通省都市局まちづくり推進課		
【 関 係 課 】	国土交通省都市局街路交通施設課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(79)半島地域の総人口における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		—	1.00未満 (ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) (毎年度)
【 指 標 の 定 義 】 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査(総務省)」により、半島振興対策実施地域(以下「半島地域」という)の総人口における社会増減率を算出する。半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指す。その際、過去5ヶ年平均と比べることにより、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させる。 ※社会増減率:社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期末人口で除したもの			
【目標設定の考え方・根拠】 半島振興法は平成27年に、半島地域の実情を踏まえ、議員立法により法の期限が10年間延長されるとともに、目的規定への「定住の促進」の追加、計画事項の拡充、配慮規定の追加、多様な主体の連携及び協力により実施される事業に対する助成等の措置を講ずる旨の規定の新設等が行われた。このような状況を踏まえ、「定住の促進」を評価する指標を新たに設定することとしている。 評価年度の半島地域内の総人口における社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)が過去5ヶ年の社会増減の平均値よりも大きかった場合には1.00超(転出増の値が拡大)となり、逆に平均値よりも小さかった場合には目標値である1.00未満(転出増の幅は縮小)を達成することとなる。			
【 外 部 要 因 】 災害、景気変動			
【 他 の 関 係 主 体 】 半島地域をその区域に含む22道府県と194市町村			
【 重 要 政 策 】 ・「デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)」において「半島振興広域連携促進事業費補助金を活用し、交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援することで、半島地域の自立的発展を図る。」(第4章 2. (1)とされている。 ・新しい資本主義「フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)」において「離島、半島、豪雪地帯、特定農山村等における地域固有の課題解決を促進するため、遠隔医療、遠隔教育、グリーンスローモビリティ、ドローン配送、再エネ、屋根の雪下ろしの人的・技術的サポート、野生鳥獣対策等に係る先進技術を活用した取組について、2025年度までに計130以上の地方公共団体への展開を目指す。」(Ⅲ 1. (3)とされている。 ・「経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)」において「過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。」(第2章 2. (3)とされている。 ・「デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日閣議決定)」において「平地に恵まれないなど、制約が多い半島地域において、地域資源を活かした交流促進、産業振興及び定住促進に向けたデジタル活用などの取組を支援すること等により、地域の自立的発展を図る。」(第3章 1. (5)とされている。 ・「国土形成計画(平成27年8月閣議決定)」において、「・・・半島地域は、国土の保全、多様な文化の継承、自然とのふれあいの場及び機会の提供等、我が国において多岐にわたる役割を果たしているとともに、我が国の国土の多様性の重要な構成要素であって、今後も地域における営みが継続し、我が国における役割が引き続き果たされていくことが必要である。・・・豊かな地域資源を活かしながら、地方公共団体、NPO、住民団体等の多様な主体が連携して行う、地域間の対流の促進や産業の振興を通じた地域への定住の促進に資する広域的な取組を推進する。(第2部 第1章 第6節(4))」とされている。			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	国土政策局地域振興課半島振興室		
【 関 係 課 】			

業績指標登録票

【政策目標】	7 都市再生・地域再生の推進		
【施策目標】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【業績指標】	(80)国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合(平成24年度比)*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		84.1% (令和元年度)	100% (令和7年度)
【指標の定義】 都市再生特別措置法第19条の2に基づき、特定都市再生緊急整備地域において、国際競争拠点都市整備事業により国際競争力強化のための基盤整備を実施している都市(令和2年度時点)の主要地区の地価の増加割合を算出する。 算出方法:成果実績(達成度) = { (調査年度の地価総計額) / (H24年度調査の地価総計額) - 1.0 } × 100 (%) ※該当年1月1日時点の公示地価			
【目標設定の考え方・根拠】 特定都市再生緊急整備地域における都市開発プロジェクトの促進に必要となるインフラ整備等の推進により、大都市の都市再生、さらには国際競争力強化を図ることを目的としており、その成果を定量的に判断し得る指標として、地価の増加割合を目標値に設定する。 なお、国際競争拠点都市整備事業は、平成23年度に制度創設した事業であり、事業効果が地価に反映されるには一定の時間を要するため、事業効果発現前の時点として平成24年度を評価の基準年度として設定した。			
【外部要因】 景気の動向 等			
【他の関係主体】 地方公共団体、地域内において都市開発事業を施行する民間事業者等			
【重要政策】 ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2021(令和3年6月18日) 「民間投資の喚起や都市再生の質の向上を図るため、都市再生緊急整備地域における都市計画等の特例や優良な民間都市開発への金融、税制等の支援等により、都市再生を力強く進める。」(第3章 4.(1)①iii(a)) ・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」			
【備考】			
【担当課】	都市局市街地整備課、街路交通施設課		
【関係課】	都市局まちづくり推進課		

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(81) 立地適正化計画を策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		383市町村 (令和2年度)	600市町村 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市計画区域が指定されている市町村 1,374市町村(令和2年3月31日現在、東京都区部を含む)のうち、立地適正化計画を策定する市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・立地適正化計画を策定する市町村数が増加することにより、居住や生活サービス施設の集約・誘導が進み、コンパクトシティの形成が推進される。 ・当初、立地適正化計画の作成意向のある約150市町村(平成26年9月末時点調査)において、令和2年までに着実に計画が作成されることを目指し、目標値を150市町村と設定。その後、見込みを上回るペースで計画作成市町村数が増加したことから、令和元年度までに計画の作成意向を有する約300市町村(平成29年7月末時点調査)において着実な計画作成がなされるよう、目標値を上方修正した。さらに今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を600市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 市町村			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】	都市局都市計画課
【 関 係 課 】	

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(82)立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数*	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		257 (令和2年度)	400 (令和6年度)
【 指 標 の 定 義 】 都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画を地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画と連携して策定した市町村数			
【目標設定の考え方・根拠】 ・都市の中心拠点や生活拠点に、居住や医療・福祉・商業等の生活サービス機能を誘導するとともに、公共交通の充実を図ることにより、コンパクト・プラス・ネットワークの取組が推進される。 ・現時点の自治体の作成状況や作成意向等を踏まえて、今後もほぼ同様のペースでの作成都市数の増加を目指すこととし、令和6年度末までに目標作成都市数を400市町村と設定。			
【 外 部 要 因 】			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体(立地適正化計画の作成主体)			

【 重 要 政 策 】

・都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)・都市再生基本方針(平成14年 7 月19日)
我が国の都市を、文化と歴史を継承しつつ、豊かで快適な、さらに国際的にみて活力に満ちあふれた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことができるようにする。その際、以下の観点を重視する。
ア 高度成長期を通じて生じていた都市の外延化を抑制し、求心力のあるコンパクトな都市構造に転換を図る。(第一、2)等

・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日)
災害リスクや人口動態の変化を見据えた立地適正化を促進するとともに、建築・都市のDX等を活用しつつ都市再生を促進し、公園の利活用等による人間中心のまちづくりを実現する。

・新しい資本主義 実行計画 フォローアップ(令和4年6月7日)
(交通・物流、インフラ、都市の課題解決)
…インフラ分野のDX、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性・利便性向上、民間投資の喚起などのインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。
(都市の競争力向上)
多様な働き方・暮らし方に対応したコンパクトでウォーカブルなまちづくりを推進する

・デジタル田園都市国家構想基本方針(令和4年6月7日)
i 魅力的な地方都市生活圏の形成
都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)における立地適正化計画制度と地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における地域公共交通計画制度について、市町村に対するコンサルティング等により計画の作成・実施を促進するとともに、関係省庁で構成される「コンパクトシティ形成支援チーム」の枠組みを通じ、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化等を進め、市町村を省庁横断的に支援し、コンパクト・プラス・ネットワークの取組の裾野を拡大する。

・デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日)
④魅力的な地域をつくる
多様な暮らし方を支える人間中心のまちづくりを実現し、持続可能な都市を形成するため、都市機能の高度化等、コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくりの取組が重要である。そのため、生活サービス機能と居住を中心拠点や生活拠点に誘導し公共交通で結ぶコンパクト・プラス・ネットワークの取組及び官民の既存ストックの活用による多様な働き方・暮らし方に対応した「居心地が良く歩きたくなる」まちづくりを推進する。

・社会資本整備重点計画(令和3年5月28日)「第3章に記載あり」

【 備 考 】

【 担 当 課 】都市局都市計画課 総合政策局地域交通課

【 関 係 課 】該当なし

業績指標登録票

【 政 策 目 標 】	7 都市再生・地域再生の推進		
【 施 策 目 標 】	25 都市再生・地域再生を推進する		
【 業 績 指 標 】	(83)物流拠点の整備地区数	業績目標	
		初期値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
		103地区 (令和2年度)	125地区 (令和7年度)
【 指 標 の 定 義 】 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数			
【目標設定の考え方・根拠】 土地区画整理事業手法等の活用等による高速道路や港湾周辺等の物流施設用地の整備推進の取組を測る指標として、令和7年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定			
【 外 部 要 因 】 地元との調整等			
【 他 の 関 係 主 体 】 地方公共団体等(事業施行者)			
【 重 要 政 策 】 ・流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号) ・総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)(令和3年6月15日) 「① ポストコロナ時代における非接触や非対面、デジタル化等に対応した物流インフラの整備」			
【 備 考 】			
【 担 当 課 】	都市局市街地整備課		
【 関 係 課 】			